

ソーシャルメディア利用ガイドライン

(教職員と学生共通)

北海商科大学は、ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定し、公表しました。ソーシャルメディア（Facebook、Twitter、Blog、Google+、LINE、YouTube 等）は、今や広く社会に浸透し、私たちの生活において欠かすことのできない情報伝達の手段になりました。

ソーシャルメディアを有効に活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換することが可能となり、今後教育現場における研究公表、教職員と学生の意見交換等ますます相互関係の構築にあたって重要な手段となることが見込まれるメディアです。一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対して多大な影響を及ぼす危険性も含んでいます。また、法令違反があれば刑事罰に問われることがあるほか、民事訴訟を提起されることもあります。そのため、ソーシャルメディアを正しく使いこなすためには、利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範等を十分に理解する必要があります。

このため、北海商科大学では、本学構成員（教職員・学部生・大学院生等）のみなさんに、ソーシャルメディアの使い方について、その指針を示すためにソーシャルメディア利用ガイドラインを制定し、尊守を求めます。

ソーシャルメディアの特性や危険性などを正しく理解し積極的な活用をするとともに、自らが関わる法やルールについての理解を深めることで、現在、社会的に問題となっている様々なトラブルを回避するよう行動してください。

1. ソーシャルメディアの定義

SNS (LINE、Facebook など)、情報投稿サイト (YouTube、ニコニコ動画など)、Twitter、電子掲示板 (BBS)、Blog など、インターネットを利用して情報発信や双方向でのコミュニケーションが可能なすべての通信手段のことです。ただし、このガイドラインで定めるソーシャルメディアとは、技術革新に伴い新たに生み出された同種の通信手段を含みます。

2. 注意すべきポイント

①法やルールを守る（法令遵守）

・基本的人権、知的財産権（肖像権、著作権、商標権等）に関して十分留意すること。人の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮してください。情報発信に当たっては、関係法令や本学園が定めた規定を遵守した上で行動してください。

＜トラブル例＞

「未成年飲酒や飲酒運転の公表」、「著作権などのある画像や文章などの無断使用」、「カンニングの告白」、「アルバイト先などで知り得た情報の無断開示」など。

②自分の発信する情報に責任を持つ（正確な情報）

・情報を発言する前に、その発言の内容に虚偽がないかどうかを常に確認し、誰かに迷惑をかけたり傷つけたりしないかどうかよく考えてから発信してください。
・誤った情報を発信してしまうと、その情報はすぐに削除することができてもキャッシュという形で永遠に残ることになります。また、ネット上の情報は意図しない他者に見られる可能性もあるため、

誤った情報を発信してしまった場合にはすぐに削除ではなく、必ず訂正という方法で誤りを認めて下さい。必要な場合（特に他者を傷つけてしまった場合）はお詫びの文章を追加で発信してください。匿名での発信であっても同様に対応して下さい。

③情報発信に際しての遵守事項（禁止行為）

・以下のような情報は、問題を発生させる恐れがありますので、発言に十分注意して下さい。

- (1) 訹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
- (2) 他人のプライバシーに関する内容
- (3) 違法行為又は違法行為を煽る情報
- (4) 本学及び他者の権利を侵害する、又は不利益となるような情報
- (5) 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的な内容
- (6) その他、教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的とする情報

④本学構成員であることの自覚と責任を持つ（本学の一員としての自覚）

・本学構成員（教職員・学部生・大学院生等）がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、構成員であることの自覚と責任を持たなければなりません。特に、本学構成員（教職員・学部生・大学院生等）であることを明らかにして、本学や北海学園に関連した事柄について、発言・投稿等をする場合は、その発言等が、本学を代表したイメージで受け取られる可能性があるので、本学を代表する発言でない（個人的見解）ことを明記してください。また、インターネットへの情報発信は、不特定多数の利用者がアクセス可能であることを常に認識し、本学構成員の一員として恥じない行動に努めてください。

⑤守秘義務・機密情報の取扱

・職務上知りえた守秘義務のある情報を公的に発言しないでください。これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではありません。

⑥その他

・本学構成員（教職員・学部生・大学院生等）が行ったソーシャルメディア上の活動において、何らかの係争等に発展した場合、本学園はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、その教職員の当該活動について調査することがあります。

3. 相談・連絡先

万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合、またはそのおそれがある場合は、すぐに下記部署に届け出てください。

教職員：事務部、学生：学生支援センター Tel 011-841-1161

[平成 26 年 12 月 12 日制定]